

上野事務所ニュース

令和7年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

令和7年度の保険料率等のお知らせ

令和7年度の健康保険・介護保険料率、雇用保険料率は、次のとおりです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

- ①主な都県の令和7年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。
- ②介護保険料率（40歳～64歳）は、現行の1.6%から1.59%へ引下げとなります。
- ③保険料率の変更は、3月分（4月納付分）から変更となります。
給与計算では4月に支払う給与からご変更ください。なお、3月に賞与が支払われる場合には、下記の保険料率が適用となりますのでご注意ください。（支払時の料率で計算します。）

健康保険・介護保険料率（ ）内はR6年度の料率

		本人負担	会社負担	合計
健康保険	千葉 (上がる)	<u>4.895%</u> (4.885%)	<u>4.895%</u> (4.885%)	<u>9.79%</u> (9.77%)
	東京 (下がる)	<u>4.955%</u> (4.99%)	<u>4.955%</u> (4.99%)	<u>9.91%</u> (9.98%)
	埼玉 (下がる)	<u>4.88%</u> (4.89%)	<u>4.88%</u> (4.89%)	<u>9.76%</u> (9.78%)
	神奈川 (下がる)	<u>4.96%</u> (5.01%)	<u>4.96%</u> (5.01%)	<u>9.92%</u> (10.02%)
介護保険 (下がる)		0.795% (0.8%)	0.795% (0.8%)	1.59% (1.6%)

2. 雇用保険料率の変更について

- ①令和7年度の雇用保険料率は下表のとおり変更となります。
- ②雇用保険料は、給与支払日ではなく、締日で考えます。よって、給与計算期間に4月1日以降が含まれる給与について、雇用保険料率を変更します。賞与については、4月1日以降に支払われた賞与から雇用保険料率が変わります。

【雇用保険料率】○内はR6年4月の料率

	本人負担	会社負担	合計
一般の事業	5.5/1,000 (6/1,000)	9/1,000 (9.5/1,000)	14.5/1,000 (15.5/1,000)
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1,000 (7/1,000)	10/1,000 (10.5/1,000)	16.5/1,000 (17.5/1,000)
建設の事業	6.5/1,000 (7/1,000)	11/1,000 (11.5/1,000)	17.5/1,000 (18.5/1,000)

年金改革関連法案について①

今国会で成立するか不明ですが、いま話題になっている年金改革についてお伝えします。

【在職老齢年金制度】

在職老齢年金制度とは、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している60歳以上の方について、賃金（総報酬月額相当額*1）と年金月額（基礎年金を除く）の合計額が50万円以上となる場合に、年金額の全部または一部が支給停止になる仕組みです。50万円以下であれば年金は全額支給されることになり、50万円を超える場合には、超える額の1/2が支給停止になります。法案では、この50万円を62万円に引き上げよ

うとしています。

*1 総報酬月額相当額…標準報酬月額とその月以前 1 年間の標準賞与の総計を 12 で割って得た額

高額療養費 制度について

高額療養費制度が
話題になっています。
病院にかかったとき、

一般的には窓口で治療費の 3 割を負担
します。(年齢や所得によって、1 割負
担・2 割負担となります。)

高額療養費制度とは、同一月(1 日か
ら末日まで)に通院、入院や手術など
によって、窓口で支払う 3 割負担が高額
となったとき、一定の金額(自己負担限
度額)を超えた分が、あとで協会けんぽ
や健康保険組合から直接払い戻される
制度です。自己負担限度額は、所得に
応じて設定されており、協会けんぽの現
在の自己負担限度額(70 歳未満の場合)
は下記のとおりです。

所得区分	自己負担限度額
①標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円+(総医 療費*1-842,000 円)×1%
②標準報酬月額 53 万円~79 万円	167,400 円+(総医 療費*1-558,000 円)×1%
③標準報酬月額 28 万円~50 万円	80,100 円+(総医 療費*1-267,000 円) ×1%
④標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円
⑤住民税非課税者	35,400 円

*1…総医療費とは保険適用される診察費用の総額(10 割)のことです。

具体的な例を挙げると、標準報酬月額
30 万円の方が、病気のために入院・手
術をした際にかかった総医療費が 100
万円だった場合、窓口で支払う医療費は
3 割負担の 30 万円となります。但し、
高額療養費制度を使うことで、自己負担
限度額の 87,430 円を超えた金額の
212,570 円が協会けんぽから払い戻
されます。

【自己負担限度額の計算方法】

80,100 円+(1,000,000 円-267,000 円)
×1%=87,430 円

【払い戻し金額の計算方法】

300,000 円-87,430 円=212,570 円

なお、事前に医療費が高額になるとわ
かっている場合には「限度額適用認定証」
を提示することで、病院での支払いを自
己負担限度額までに抑えることができ
ます。左記の例では窓口で一度 30 万円
を支払い、後から 212,570 円の払い
戻しを受けていますが、限度額適用認定
証を病院へ提示すれば窓口での支払い
が 87,430 円で済みます。マイナ保険
証で受診されている場合には自動的に
自己負担限度額での支払いとなります。

ニュース・新聞等で話題となっている
のは、この自己負担限度額を引き上げる
動きがあるためです。左記の例で考え
ると、自己負担限度額が 95,260 円と
なり、これまでの自己負担限度額 87,430
円よりも 7,830 円増える案が示されて
います。

なぜ自己負担限度額を引き上げる必
要があるのでしょうか。これは高齢化や
医療の高度化などによって年々医療費
が高額となっており、自己負担限度額
を超えた部分(左記の例では 212,570 円)
を負担している協会けんぽや健康保険
組合などの負担額が大きくなっている、
という問題が起きているためです。協会
けんぽや健康保険組合は負担額が大き
くなった部分を、保険料率の引き上げ
などによって対応している状況のため、
保険料負担をこれ以上大きくしないた
めに自己負担限度額の引き上げが検討
されています。

今年 8 月からの高額療養費制度関連
の改正は一旦見送られることになりま
したが、医療に関する制度改革は今後
も見直しが続くと考えられます。